令和5年度第1回船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会 代表者会議 議事録

1 開催日時 令和5年8月10日(木)10:00~12:00

2 開催場所 市役所本庁舎9階 第1会議室

3 出席者

(1)委員

船橋市医師会	理事	大塚	佳子
船橋歯科医師会	副会長	山崎	繁夫
千葉県助産師会船橋地区部会	地区部会長	田村	陽子
船橋市自治会連合協議会	副会長	庄司	孝憲
船橋市民生児童委員協議会	理事	金子	千代美
船橋市社会福祉協議会	常務理事	小出	正明
船橋福祉相談協議会	理事長	宮代	隆治
児童養護施設おんちょう園	園長	本間	敏子
母子生活支援施設青い鳥ホーム	施設長	山本	裕子
船橋市保育協議会	副会長	豊田	和子
船橋市私立幼稚園連合会	会長	田中	善之
船橋市PTA連合会	会長	佐原	摩貴子
船橋人権擁護委員協議会	会長	加藤	廣行
千葉県市川児童相談所	船橋支所長	児玉	亮
千葉県女性サポートセンター	所長	中村	芳美
千葉県船橋警察署	生活安全課長	小山	毅
千葉県船橋東警察署	生活安全課長	金子	雄介
健康福祉局長		大竹	陽一郎
こども家庭部長		森	昌春
学校教育部長		日高	祐一郎

(2) 事務局

健康福祉局こども家庭部児童相談所開設準備課

課長大屋武彦課長補佐藤沢徹係長村田真一副主査鈴木彩二朗主任主事五十嵐千花子

主任主事 伊大知 志帆

健康福祉局こども家庭部児童相談所開設準備課

家庭児童相談室 所長 河南 和代

副主査 石井 義人

主任技師 堀越 藍

(3) 関係部局

健康福祉局こども家庭部こども家庭支援課

課長豊田 道昭副主幹神越 恵子技師宮本 咲也香

4 欠席者

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

- (1)協議会の概要【公開】
- (2) 報告事項【公開】
 - ① 船橋市児童相談所の設置について
- (3) 関係機関の取り組み状況【公開】
 - ① 千葉県市川児童相談所
 - ② 千葉県女性サポートセンター
 - ③ 船橋警察署
 - ④ 船橋東警察署
- (4) 令和4年度実績及び令和5年度の取り組み(船橋市)
 - ① 家庭児童相談室【公開】
 - ② 女性相談室【公開】
 - ③ 事例紹介(家庭児童相談室·女性相談室)【非公開※】
- ※船橋市情報公開条例第7条第1項第2号及び第4号に該当する不開示情報を 含む内容を議題とするため、同条例第26条第1項第2号により非公開。
- |6 傍聴者の定員、実数| 定員5人 実数1人

7 議事

【藤沢課長補佐】

令和5年度第1回船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会代表者会議にご 出席いただきありがとうございます。私はしばらくの間進行役を務めさせてい ただきます。児童相談所開設準備課の藤沢と申します。どうぞよろしくお願い いたします。議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。委員の皆様に 事前に送付させていただきました資料は、

次第及び代表者会議委員名簿

資料1-1から1-5の船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会に関する 資料

資料2、船橋市児童相談所の設置について

資料2-2に船橋児童相談所基本設計の概要

資料3千葉県市川児童相談所様の資料

資料4千葉県女性サポートセンター様の資料

資料5千葉県船橋警察署様の資料

資料6千葉県船橋東警察署様の資料

資料7-1および7-2に船橋市家庭児童相談室における相談実績及び取り組みに関する資料

資料8船橋市女性相談室の状況の資料 でございます。

そして本日机にご用意させていただいたものが「席次表」と「資料9 家庭 児童相談室と女性相談室の支援事例紹介」の資料でございます。

また事前に送付いたしました、「代表者会議委員名簿」でございますが、船橋市PTA連合会の佐原委員の役職名に誤りがございました。大変申し訳ございません。代表者会議委員名簿につきましても机にご用意いたしておりますので、差し替えお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

ただいま申し上げました資料について不足等ございましたら、声をかけてください。よろしいでしょうか。なお、資料9の支援事例紹介の資料につきましては恐れ入りますが、個人にかかる情報でありますことから会議終了後に回収をさせていただきますので、お持ち帰りにならず、机の上に置いたままにしてくださるようお願いいたします。

続きましてマイクの操作方法のご説明をいたします。

ご発言をいただく際にはマイクのスイッチを押していただき、赤いランプがつきましたらご発言いただき、ご発言が終わりましたら再度マイクのスイッチを押し赤いランプを消していただきますようよろしくお願いいたします。それ

では次第に沿って進めさせていただきます。当協議会会長であります、健康福祉局長大竹よりご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

[1]会長挨拶

【大竹会長】

改めまして皆さんおはようございます。健康福祉局長の大竹でございます。 本日はお忙しいところご出席頂きましてありがとうございます。

ご案内のように令和3年度全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数こちらが20万7千660件と過去最多となりました。

また本市におきまして、家庭児童相談室における虐待に関する相談件数、これは令和4年度745件と令和3年度の774件から比べると若干減少はしておりますけれども、高水準で推移しております。

また、虐待相談件数以外を含めますと 1617 件と全体として増加しておりまして、相談内容が複雑多様化している状況でございます。

このような中、こども家庭庁の創設とその設置の趣旨を踏まえまして、本市は令和5年4月に組織改正で今まで子育て支援部としていたところを、こども家庭部としまして社会情勢や業務内容に即した組織改正を実施いたしたところでございます。詳細については後ほど事務局から報告がございます。

また児童福祉法の改正を踏まえたこども家庭センターにつきまして、現在検討を進めているところで、このこども家庭センターは様々な機能になることとなりますが、児童虐待の未然防止や早期発見という視点も重要であると考えておりまして、令和8年4月の開設を予定する児童相談所と密接な連携が図れるよう体制整備を測りたいとこのように考えております。

しかしながら児童虐待防止対策は児童相談所だけで解決を図れるものではございません。地域の支援ネットワークの一つであります、この要保護児童及びDV対策地域協議会の活躍がますます重要になってくると考えております。

児童虐待の未然防止早期発見、そして適切な支援に向けて関係機関のこれまで以上に情報共有と円滑な連携が図れるよう、市としても取り組んでまいりますので、皆様のご協力をお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いします。

[2]委員紹介

【藤沢課長補佐】

続きまして、委員の皆様方をご紹介させていただきます。

船橋市医師会 理事 大塚 佳子様でございます。

船橋歯科医師会 副会長 山崎 繁夫様でございます。

千葉県助産師会船橋地区部会 地区部会長 田村 陽子様でございます。

船橋市自治会連合協議会 副会長 庄司 孝憲様でございます。

船橋市民生児童委員協議会 理事 金子 千代美様でございます。

船橋市社会福祉協議会 常務理事 小出 正明様でございます。

船橋福祉相談協議会 理事長 宮代 隆治様でございます。

児童養護施設おんちょう園 園長 本間 敏子様でございます。

母子生活支援施設青い鳥ホーム 施設長 山本 裕子様でございます。

船橋保育園協議会 副会長 豊田 和子様でございます。

船橋市私立幼稚園連合会 会長 田中 善之様でございます。

船橋市PTA連合会 会長 佐原 摩貴子様でございます。

船橋人権擁護委員協議会 会長 加藤 廣行様でございます。

千葉県市川児童相談所 船橋支所長 児玉 亮様でございます。

千葉県女性サポートセンター 所長 中村 芳美様でございます。

千葉県船橋警察署 生活安全課長 小山 毅様でございます。

千葉県船橋東警察署 生活安全課長 金子 雄介様でございます。

続きまして、市の委員をご紹介いたします。

健康福祉局長 大竹 陽一郎でございます。

こども家庭部長 森 昌春でございます。

学校教育部長 日高 祐一郎でございます。

皆様どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、当会議につきましては、規定により会長が議長を務めることとなっておりますので、この後の議事の進行につきましては、大竹会長にお願いしたいと存じます。

大竹会長よろしくお願いいたします。

【大竹会長】

それでは早速次第に沿って進めてまいりたいと思います。

まず本日の会議は20名の委員のうち全員にご出席をいただいておりまして、当協議会設置要項第10条第2項に規定のある、過半数の定足数に達しておりますことを報告いたします。

また会議の公開につきましては、会議の次第をご覧ください。

一番下になりますけれども、(4)③の事例紹介につきましては非公開となってございます。

それ以外のものにつきましては、個人情報に関する情報が含まれていないということで、全て公開というような扱いとなる予定でございます。

また、傍聴者の定員を5名としますことは事前に市のホームページで掲載させていただいております。

また、会議の終了後につきましては、その公開の部分についてのみ会議資料、会議録を市のホームページに掲載しますことを、ご報告申し上げます。なお事前に傍聴を受け付けました結果、本日の傍聴は1名ということで事務局から報告を受けております。

それでは傍聴の方にこれから入場していただきます。

傍聴の方に申し上げます。配布しました傍聴にあたっての注意事項を遵守するようお願いします。

それでは本日の議題に入ってもらいたいと思います。

議題(1)協議会の概要について、事務局から説明をお願いします。

[3]議題(1)協議会の概要について

【伊大知主任主事】

児童相談所開設準備課の伊大知でございます。

要保護児童及び DV 対策地域協議会について説明させていただきます。

まずお配りしております資料 1-1 をご覧ください。

こちらに簡単に本協議会の概要を記載しておりますが、当協議会は、要保護 児童等への適切な支援を図るため、児童福祉法第25条の2の規定に基づき設 置しております。

また、本市ではこども虐待と関連の深い DV 対策も含め要保護児童及び DV 対策地域協議会として平成 19 年 4 月に設置をし、行政だけではなく地域の様々な関係機関、関係者の方々と連携して虐待を始めとする支援対象児童等に対する適切な支援を図る体制としております。

続いて一枚めくっていただき資料 1-2 をご覧ください。

こちらは当協議会の構成を示しており、市内の行政機関、関係機関、関係者による支援のネットワーク構成図となっております。

また一枚めくっていただき、資料1-3をご覧ください。

当協議会が、4つの会議体で構成していることを記しておりまして、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議、居住実態不明児童等対応検討会議の4つの会議体を設けて協議を行っております。本日開催してございます、代表者会議については、関係機関の代表者の方々にご出席をいただき、前年度の取り組みに対する評価や今後の取り組みなどを協議し、支援に関するシステム全体を検討する場となっております。

さらに一枚めくっていただき、資料の1-4をご覧ください。 船橋市要保護 児童及びDV対策地域協議会設置要綱となります。 こちらは本年4月の組織改正に伴いまして要項の改正を行っております。

主な組織改正の概要についてですが、4枚めくっていただくと資料 1-5組織 改正の新旧対照表を添付しておりますのでご参照いただければと思います。

本協議会事務局については、家庭福祉課から児童相談所開設準備課へ名称変更を行っております。

また、今回の組織改正に伴いまして、女性相談室の所管は家庭福祉課からこども家庭支援課へ事務移管を行っております。

最後となりますが、守秘義務について申し上げます。

児童福祉法第25条の5の規定において、協議会の構成員の方々については 委員の期間はもちろん、委員でなくなった後につきましても協議会の職務に関 して知り得た秘密を漏らしてはならないと言う守秘義務が課せられておりま す。この点につきましてもご留意ご承知くださいますようよろしくお願いいた します。説明は以上でございます。

【大竹会長】

それでは次に、議題(2)報告事項について、児童相談所開設準備課から説明をお願いします。

[3]議題(2)報告事項 船橋市児童相談所の設置について 【大屋課長】

児童相談所開設準備課でございます。

只今説明させていただきました通り、本年4月から、市の組織改正に伴い課の名称が家庭福祉課から児童相談所開設準備課に変更となりましたが、引き続き宜しくお願いいたします。また、本日お集りの皆様には本市の児童相談所の開設に向け日頃より大変お世話になっております。この場をお借りし心より感謝申し上げます。

それでは、児童相談所の設置に関する進捗状況につきまして、お配りしました資料2に沿ってご説明させていただきます。

1ページ目、現在の状況と今後の予定ですが、人材確保と育成のソフト面の 業務については次項以降でご説明させていただきますので、先ず中段以下の 「主な経緯と進捗状況」をお示しした表をご覧ください。

令和3年11月に開設時期を令和8年4月に決定し、令和4年度は家庭福祉 課内に児童相談所開設準備係を設けました。また、基本設計が完了し、令和5 から7年度の建設工事費として約26億円の予算の承認を市議会より受けたと ころでございます。令和5年度に入り、施設面につきましては、今実施設計を 行っており、これについては来月9月中の完了を見込んでおります。その後年 明けの1月までに、建設工事の仮契約を行い、令和6年の第1回市議会定例会 に工事契約議案として提出し議会の承認をいただき、契約締結のうえ、令和6 年度当初から本体工事に着手したいと考えております。

工事は令和7年末まで行い、数カ月間の開設準備期間を経て令和8年4月の 開設を計画しているところでございます。

次に、2ページ目の組織体制案ですが、所長以下、常勤職員 128 人と非常勤職員 31 人の計 159 人体制としております。昨年度のご説明より常勤職員が 7 名ほど増えておりますが、これについては、先ほどあいさつの中でもありましたが、児童福祉司と児童心理司について、令和 2 年度の市川児童相談所と家庭児童相談室の児童虐待相談件数が増えております。この件数により算出した人数が元年度より増えたことが要因の一つとなっております。

次に下段の全体スケジュールについてですが、施設整備のスケジュールについては只今、進捗状況の中でご説明させていただきましたので、施設の概要だけ簡単にふれさせていただきます。

資料別紙2-2カラー刷りの「船橋市児童相談所基本設計の概要」をご覧ください。表紙は建物東側の上空から見た建物のイメージパース図となります。それでは2ページ目上段をご覧ください。場所はJR南船橋駅南口から徒歩5分程度のところに位置する市有地約3,000平方メートルの土地に延床面積3,650平方メートルの鉄筋コンクリート造地上3階建ての施設を整備いたします。なお、一時保護所の定員は32名としております。

次に3・4ページをご覧ください。土地利用計画になりますが、図面右側の 東側道路からの敷地内への出入りとなります。北側には高齢者福祉施設が計画 されており、南側には現在保育園、児童ホーム等があり、西側、図面左側は若 松団地となります。

次に資料の5・6ページをご覧ください。建物1階の平面図です。事務室など主に職員が使用する区域を管理区域として青色に、相談者等が利用する区域を一般区域として緑色に、相談者以外にも開放する親子交流スペースをピンク色に、一時保護所エリアをオレンジ色に色分けしております。一般の入口は図面右側から、職員や一時保護所への入口は図面左上の一時保護所エリア側からとなります。

なお、一時保護所エリアは子どもの安全とプライバシー確保の観点からどこの児童相談所も一般的に非公表とさせていただており、公開はしませんのでこの資料でもエリアとしてのみの表示としております。ご了承いただければと思います。

次の7・8ページは2・3階の平面図になります。大部分が一時保護所エリアとなっています。学齢児以上の児童の居室については、原則個室を基本とし

ております。

また、2・3階を一体とした空間を持つ体育室や屋上広場も設ける予定としております。

9ページをご覧ください。下から見上げたパース図と、最初にご説明した開設までの整備スケジュールとなっております。以上が基本設計の概要となります。

それでは本編資料に戻ります。2ページ目下段の表、上から二つ目の人材確保と育成についてです。新規採用にあたっては総務部と協議のうえ前倒しで専門職の採用を進めており、家庭児童相談室及び児童相談所開設準備課に派遣研修職員も含めて児童相談所要員分として配置をしてもらっている状況です。

また、他自治体の児童相談所への派遣研修等による人材の育成にも取り組んでおり、昨年度より職員の派遣先の拡充を行い、本年度は6自治体に11名の職員の派遣を行っています。そのほか、この10月から一時保護所の指導員として2自治体へ4名の派遣を予定しており、これらの派遣も含めてこれまでの派遣研修の延べ人数は30人となっております。

次に、3番目の移譲業務等協議に関しましては、本市が児童相談所設置市になることで児童相談所の本来業務とは別に千葉県から移譲される児童福祉関連業務の受け入れ準備、市児童相談所開設を見据えた庁内の子育て家庭に関する相談体制の構築、この中には先ほど会長から話のありましたこども家庭センターの整備も含まれております。そういったものの構築に取り組んでいる状況です。

4番目のシステムに関しましては、一般的な児童相談記録や措置委託、負担金等の業務システムの導入のほか、職員の負担軽減に寄与するAI等を活用したツールの導入の検討なども行っております。

最後になりますが、社会的養護の担い手の一つである里親の確保に向けまして、来週8月19日(土)より10月にかけて市内5ブロックごとに公民館で対面による里親制度説明会を、またオンラインによる同説明会も1回開催する予定となっております。

船橋市からの児童相談所整備に関する現状報告は以上でございます。

【大竹会長】

ありがとうございました。一旦ここで質問をお受けしようと思います。議題 (1)の協議会の概要、それから議題(2)の報告事項、船橋市児童相談所の 設置につきまして、どなたかご質問ございますでしょうか。

【小山委員】

船橋警察の小山です。資料2の関係で、質問というよりも感想なんですけれども、前任で柏児童相談所の所管する警察署の生活安全課長をしてまして、そこの問題で非常にあったのが、一時保護した児童の脱走ですね。

要保護児童、要は正当な理由なく、人と家庭に寄り付かないで、それこそ新 宿歌舞伎町等で遊び歩いて、警察の方で保護して、親元に帰す環境にないので 一時保護をお願いして、一時保護をした児童などは、脱走して遊びに行くんで すね。

やっぱり一時保護所に入れても完全に鍵をかけて外に出られない環境だと監禁になってしまうので、監禁はもちろんできないですけれども、入れてすぐに脱走した場合の問題点として、夜勤してる保育士さんが北柏駅周辺を一生懸命探してるんですね、施設から出て。そうすると施設の中にいる職員さんも、いなくなりますし、すごい負担になって、別の仕事が発生してしまうという問題がやっぱりありまして、当然警察も探すんですけれども、そういったところでちょっと場所的にその南船橋駅、ららぽーとが近い南船橋駅にあるので、要は一時保護した児童が脱走してしまった場合、そういう仕事も発生してしまうし、かなりの負担になるので、その出入り口だとかの警備、それも今後考えていただきたいなと思います。

【大屋課長】

ありがとうございます。ご指摘の通りで、ロックをかけたりとか、捕まえて手を引っ張って戻すっていうことはできなくて、一緒に歩きながらおそらく帰ろう、行くところないから帰ろうっていうような対応を取りつつ、あと民間の警備委託も実は来年以降の課題になりますけど、考えておりますので、子どもの人権を守りながら、脱走してしまうことで、また新たな危険にさらされないような仕組みってのは難しいんですけども、これから一時保護所の方に職員が10月から多く派遣に出しますので、その辺も学んだものをフィードバックして工夫したいと思いますので、ご協力のほど、よろしくお願いします。ご指摘ありがとうございます。

【大竹会長】

はい、他にありましたらよろしくお願いします。

【本間委員】

おんちょう園の本間です。先ほどの小山委員からもお話がありましたとおり、脱走がすごくて、園にいても脱走だし、うちの子も一時保護所に預けたの

に、その日のうちにもう脱走というので、職員が一生懸命探しているという話はいつも伺っているんですけれども、うちの方でも脱走があれば職員が出る、 その子に全部かかると他の子供には目がいかない。

それから、待ってる子は誰が見るのって本当に職員がいない中で今やらせていただいてる現状があるんですけど、人権考えると本当に鍵閉めちゃいけない、抑えちゃいけない、大声出しちゃいけないっていうような、仕事をしてる中で本当に今の指摘で安全を確保していただきたいなっていうのは本当に我々も思ってますので、今後も検討していただきたいなってのはあります。

あと、今嫌な話ではなくて、建物の件でちょっと読ませていただいている中で、地図っていうのが、なんでこういう施設があるのに、こういう図面出さないの、というのが、一般の方の感想かと思いますけども、実はこういう施設にしても、ここの部屋はこの辺ですよって図を書くと、一度うちの方にも不審者が入ったことありまして、やっぱりその図面を見てれば分かるので、非常階段からずっと走ってるのが、防犯カメラで映ってたんですけども、そういう図面が出ない方が本当にいいので、これはもう皆さんご理解をしていただきたいなっていうのは気持ちがあるので、我々はこれはいいんじゃないかなと思ってます。

それからその中で感染対応居室というのも書いていただいてるのと、本当に 前から作っていただく時に、大きな部屋ではなくて、個室的なことをしていた だきたいなっていうのは要望をずっと出してたんですけども、今回も出してい ただいて、あ、本当にできてるんだなっていうのがわかってちょっとよかった んですけども、一時保護所に入っててもやっぱり子どもって結構好きでうちに いるわけじゃないので、やっぱりストレスも入ってくると、ちょっと暴れたり 暴言したりするんですね。本当にそうなると我々職員も、一時保護所の職員も 抑えられないとなると、「ちょっと待ってて、落ち着くまで待ってね。」ってい うふうな感じになるとクールダウンの部屋があると本当はいいのかなって。う ちは今建ててる時にちょっとクールダウン用の部屋はお願いして、設計図で書 いていただいて作ってる最中なんですけども、やっぱりそのクールダウンがで きるような場所があると子どもも落ち着くかなって、感染症の部屋を併用して もいいんですけども、やっぱりクールダウンできるようなお部屋があると、一 部屋でもあれば子どもも落ち着いて暴れることもなく、一人が暴れるとみんな が一緒になっちゃうので、そういうお部屋もあったらいいのかなって後で気が ついたんですけども。

あとはっきり言って一時保護所は結構短い時間でっていうふうに言ってますけども、長い子は結構1年ぐらい入ってる子がいると学習面ですごく遅れてしまう。いざ施設に入ってくれても1年の遅れってすごく大きい。まあ半年の遅

れだって学力は本当に大変で、追いつくのは大変なんですけども、やっぱりそこの学習のイメージとしてお部屋が書いてありますけども、学習面について本当に色々なフォローをしていただいて欲しいなって。

例えば大学生の子が塾じゃないですけど、例えば家庭教師的な感じで、そういうようなことができると本当にゆっくり子どもの勉強を見ていただけていただいた方が施設にも入った時もすごく自信がついてると思うんで、極力ここのイメージ的に十分に学習ができるようにさせていただきたいなって希望がありますので、よろしくお願いしたいと思います。

あとここの災害対策の件は本当にここの地区的には本当に結構地盤的にもあるので、これはちゃんと検討していただいてるみたいなのでいいのかなと思ってます。よろしくお願いしたいと思います。以上です。

【大屋課長】

クールダウンできるお部屋ということで、実は今日も参加されてますけど、 医師会の勉強会に参加させていただいたりとか、医務室を1階にも2つと、一 時保護所エリアにも静養室と観察室を設けていますので、そこのやりくりでそ ういった対応をやっていけたらと考えています。

学習面については、学校教育部と今検討していまして、生活指導員兼務ではなくて、学習指導の職員ということで、2名をお願いしております。その分の生活指導員をプラスして、今児童指導員と保育士を入れるような計算で、対応したいなと考えています。

災害対策はこういった地域ですので、一応高潮がですね、最大2.3m、洪水が最大で0.7mと危機管理課のほうから出ておりますので、そのリスクを考慮した止水板、発電機等を2,3階に設けること、生活の場ですので最低限の生活が、できるような設定にはなっていると思います。以上でございます。

【本間委員】

ありがとうございます。

【大竹会長】

他にありましたら、どうぞお願いします。

【大塚委員】

里親の説明会が予定されているようですけれども、どのような規模の、回数 とか、どなたを対象にとか、教えていただけたらと思います。

【大屋課長】

一般のいわゆる里親、養育里親だけではなくて、養子縁組で里親をしたいという方も含めて、里親に興味関心のある方を対象に、まず第1弾でやろうということで、20人対象で各公民館で行います。

2時間程度のプログラムで実際に、里親をやっていただいてる方にも来ていただいて、その体験談を話していただくことと、民間でオレンジプログラム、子育て機関をやっているところにお願いしているので、制度の説明会が終わった後に、もし自分も里親に登録したいというようなご家庭の方が参加していただければ、個別相談にも応じるような形で、それを一つのパッケージにした説明会を市内の公民館1箇所ずつ、1回2時間程度のプログラムを5つの公民館で、またオンラインでやることも予定しています。

【本間委員】

すいません。里親の関係でいいですか。早々の8月19日にやるということなんですが、ポスターとか宣伝はどういう方法で行っているのかなと。早々にあるのに我々はあまり知らなかったので、ホームページに載っているのですか。

【大屋課長】

市の広報誌7月15日とちょっと集まりがよくなかったので、8月15日にも ふなばし広報に掲載の予定です。ホームページにも掲載されております。

あと、チラシの方を各公共施設へ今配布をしているのと、船橋駅前にみんなの掲示板というポスター掲出があるんですけども、そこのところにもポスターを掲示するなど、周知をはかっております。もし補足がありましたら、事務局の方からお願いします。

【村田係長】

今チラシの方を印刷して参りますので、後ほどお渡しさせていただきます。

【大竹会長】

あと、どこの公民館でいつやるのかっていうところが、もし今説明できるようでしたら、せっかくの機会ですので、お願いします。

【大屋課長】

8月19日(土) 10時から高根台公民館です。同じく8月19日、午後2時から東部公民館。

それから、9月16日(土)10時から法典公民館、午後2時から中央公民館、最後5回目が10月21日(土)午後2時から二和公民館、オンラインを同日10時から実施の予定です。

後ほどチラシの方をお渡しできると思いますので、一応こういった予定で開催する予定でございます。

【大竹会長】

はい、他にありましたらお願い致します。

【大塚委員】

すみません、大塚です。人材確保ですけれども、さっき説明していただいて ますけど、どのぐらい足りなくて、応募状況とか教えていただけますか。

所長さんが気になるところなんですけど、いつごろ決まりそうかとかもし、 わかる範囲でお願いします。

【大屋課長】

とりあえず市で直接賄わなければいけない、児童福祉司、児童心理司、それから一時保護所の指導員や保育士に関しましては、一応ほぼ順調に、人数的には令和4年度時点で42人分、令和5年度当初で65人分を確保できております。

特別職と言いますか、所長さんに関してはやっぱり経験者の方に来てもらうのがいいだろうという話が出ておりますので、総務部との協議になりますけれども、ある程度児相でのマネジメントを実際にやっていた方に直接お願いをして来ていただくという形になるかなと思っております。

あと、外から招聘して来ていただく医師、弁護士や警察官の方につきましては、令和6年度以降に協議を進めて条件等をしっかり提示をして、各団体を通してまずはお願いするという形になるかと思います。人数的にはそういう状況ですので、今の時点で65人ですので、令和7年度の時点で、開設時で間に合う職種もあるんですけれども総務部と協議しているのは、前年度には一応必要な人数というのは、配置の見込みをたてようというような話をしてるような状況でございます。

【本間委員】

児童福祉司さんにしても、心理司さんにしてもそうですけど、職員がちょっと結構時間外オーバーもあり、すごく親の対応でちょっと大変でどうもお休みをするような福祉司さんとかいうのも結構増えてるので、そういう心理的な面

のところのフォローもしていただきたいなっていうのがあります。

実はうちで通ってきてる子どもたちの福祉司さんに連絡すると、「ちょっと 長期でお休みしてますよ。」と言われることがちょくちょくあるので、まあそ ういうところのフォローも、心理司さんとか福祉司さんに対してのフォローも していただいて、採用していただいた方が、人数が多い方がいいのかなと思っ ていますけれども、1人当たりどれくらい、市川も結構多いだろうと思います けれども、職員が本当に毎日毎日疲れ果ててる感じなので、そこはもう少し考 慮して多めにとっていただきたいなって気持ちはあります。

以上です。勝手に人数増やしてはいけないかもしれないですけど、すいません。職員のメンタルも考えていただきたいなということをちょっと言わせていただきました。

【大屋課長】

すみません。一人当たりの割り当て件数は出てないのですが、一応児童福祉司と児童心理司に関しては、先ほどお話しした虐待相談件数と人口比から国の配置基準という数字が出ています。

それについては、今児童福祉司が51人、心理司が半分の25人という状況ですので、この数字だけはクリア必ずしたいと思っています。

あと、いろんな重たい職務でメンタル的に負担がかかるということは重々承知しておりますので、スーパーバイザーや先ほどお話しした特別職で来ていただく所長さんであるとか、課長さんについても、経験のある方を当初から来ていただけるような配置、もう一つはさきほどちょっとお話しましたけれども、判断が必要な時、例えば一時保護が必要なのかそれとも家庭にいて大丈夫なのか、職員の業務を助けるそういった、AIを活用したツールの導入も負担軽減の面で考えていきたいと思っています。

【本間委員】

ありがとうございます。

【大竹会長】

はい、各委員から貴重ないろいろご指摘ご意見いただけたかと思います。体制整備とそれから運用面、担当課の方で今日いただきましたご意見も踏まえて進めていただくようよろしくお願いいたします。

それ以外の意見につきましては進行の関係がありますのでこの先進めさせていただきますけれども、最後お時間がありましたら引き続きよろしくお願いしたいと思います。

それでは議題(3)関係機関の取り組み状況につきまして、それぞれお話を いただきたいと思います。

最初に市川児童相談所の児玉委員よりご説明お願いします。

[3]議題(3)関係機関の取り組み状況について

①千葉県市川児童相談所

【児玉委員】

市川児童相談所船橋支所の児玉と申します。今市の児相の開設について、 様々なご意見がありましたので、そちらと関連する部分も含めながら、今の市 川児相の状況をご報告させていただきたいと思います。

資料は、事前にお配りしている資料3の1枚を基に、ご説明させていただきます。

まず、令和4年度の虐待相談の受付件数・受付状況ということで資料を作らせていただきました。

最初の統計が、虐待種別別の令和4年度の受付件数になっています。

これは市川児相全体なので船橋市を含むということになっています。市川児相全体として、令和4年度に受け付けた虐待の総受付件数が2,457件ということで、裏面に令和3年度の件数を載せていますが、令和3年度から比較すると微減ということになりますが、まあほぼ横ばい状態です。

すごく虐待が減ってるとかっていう状況ではないのかなというように思います。虐待の種別について、身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待というように4種別に分けていますけれど、その種別の割合もまあ、ほぼほぼ全国の傾向と変わらない状況にあります。

しいていうなら心理的虐待、これはまあ面前 DV と言われ、DV の目撃による 心理的虐待が非常に多いのですが、全国は60%ぐらいなんですけども、市川 児相だと50%ぐらいで若干全国より低めです。その代わり、ネグレクトに関 しては全国は約15%なんですけれども、市川児相だと21%ということでネグ レクトの比率が全国に比べて高いかなというのが特徴かなと思います。

その下、②が市町村別の統計になります。こちらに市川児相管内の船橋、市川、鎌ケ谷、浦安の4市とその他ということで、市町村別の受付件数を掲載しています。

船橋市は令和4年度の虐待受付件数が、1, 043件ということで、市川児相全体の受付件数自体の約42%、半分をちょっと割るぐらいを占めている状況ということになります。虐待種別ごとの割合は先ほど申し上げたのとほぼ同様ですが、若干特異的なのは、性的虐待が全国だと1. 1%、市川児相でも

1. 7%ぐらいなんですけども、船橋市だけは2. 5パーセントということ

で、高いかなと思っています。実感としても昨年度から性的虐待、特に深刻な 性的虐待が立て続いたという印象があります。これが、潜っていたものが発見 されたということなのか、性的虐待自体が増えてるのかってことはちょっと分 析ができておりませんけれども、性的虐待が多い、高いのかなと思います。

その隣③が虐待件数のお子さんの年齢構成ですが、これについてはほぼ変わらず、全国とほぼ変わらないというところです。

その下④経路ですね。どこから通告が来たかというようなことの統計になってます。

一番多いのが警察ということで、先ほどもお話ししましたように警察の方でDV、家庭内暴力があって、臨場した際にそこに子どもがいれば、子どもに直接の暴力的な被害がなくても、それは目撃したということで、心理的虐待ということで、ほぼ100%通告が来ますので、その割合が非常に多い形です。全体の42%が警察からの通告というようことになります。それから、次いで多いのが近隣・知人ということで、千葉県こども家庭110番という24時間受付ダイヤルがあって、そこに入ってくるものが多いですが、近所の泣き声、怒鳴り声とか、まあ、子どもが叩かれているとかという、近隣からの通告、それからその隣の母というのもありますが、お母さん自身が子育てに悩んで叩いちゃったんです。ということで、ダイヤルにかけて来られたりということが、傾向としてあるのかなと思っています。

それから、千葉県はこども家庭110番に加えて現在SNSの子育て相談というのも始めています。

これは虐待ということを銘打ってはないんですけれども、SNS の子育て相談の中に、一部虐待というのが入り込んでくる、色々お話聞いてたら「ちょっと叩いてました。」とか、虐待に関する相談が紛れ込んでいるということで、それについても速やかに相談所のほうに情報が来て、対応する仕組みになっております。この辺り SNS 相談は国の方でも全国的な展開というか押していくことになっているので、先ほどの船橋市児相さんの開設に伴って、その辺り今後の課題になってくるかなと思います。資料の裏面については、年度ごとの統計になりますので、ご覧いただければと思います。

ペーパーにはないんですけれども、補足として一時保護所の状況、先ほども市児相の保護所運営でいろんなご意見がありましたけれども、市川児相所内の一時保護所の定員28名ですが、昨日時点で一時保護所で保護している、お子さんは43名ということで、昨年度から続いていますけれども、定員超過の状態が慢性的になっているということです。43名のうち、船橋市のお子さんは21名で、約半数が船橋市のお子さんということになっています。43名の一時保護所での児童のほかに外部への保護委託ということで、赤ちゃんだと乳児

院や里親さん、病気や怪我しているお子さんは病院、障害のあるお子さん障害 児施設とか、外部に一時保護しているお子さんもおりまして、そのお子さん達 が17名で市川児相全体で今一時保護しているお子さんが合計60名というこ とになります。

さらに先ほど言ったように一時保護所の定員超過が続いていて、子どもたちの生活環境としても、狭いということで、あと職員が手が回らないとか、見きれない状況が出てきてしまうので、他の児童相談所の空いているところに一時保護をお願いしているというケースも中にはありまして、船橋市のお子さんも他の児相に申し訳ないけども行ってもらって、そこで保護してもらっているという状況もありますので、船橋児相さん開設時32名定員ということで余裕を持った保護所の定員数かなと思いますけど、お子さんの保護の件数というのは年々増えていますので、増えた時の対応とか、年齢構成は日々変わりますので、その辺りが非常に大きな課題かなと思います。

先ほど申し上げましたように、怪我していたりとか、病気のお子さんについては病院さんに、一時保護委託ということでお願いをしているわけですけれども、なかなか今病院もコロナが5類になったとはいえ、病床数がそんなに余裕があるわけではないので、児童相談所の一時保護ということお願いしても、なかなか「保護委託いいですよ。」って言っていただけるところがまだまだ少なくて、とはいえ、どうしても保護はしなくてはいけないので、相談所の職員が片っ端から電話して、遠くの病院だろうが、どこであろうが受けてもらえるとこを探していくということになっています。委託先の確保ということが、課題かなというように感じます。

それからこれは先ほど言いましたけれども、一旦一時保護をして処遇が決まったお子さん、特に、家庭に帰るのが難しいので、施設とか里親さんに決まったお子さんについても、その社会的養護の受け皿不足ということで施設がなかなか空かないっていうことですとか、里親さんも数としてはいるんだけれども、その子にあった里親さんがなかなか見つけられないということで保護が長期化しているお子さんもいます。船橋支所のお子さんだと一番長い子で150日超、この後もちょっとまた行き先が見つからなくてといったお子さんもいます。そういった受け皿を確保するっていうことも早急な課題かなと思いますし、長期化しているお子さんについてはやっぱり中で、閉鎖的な空間、生活環境でありますので、問題行動であるとか、子ども間のトラブルとかっていうのが増えています。お互いイライラしたりとか、後は特性があるお子さんも非常に多いので、まあちょっとしたことでトラブルになってしまうとか、あるいはちょっとした刺激で先ほど出ましたけれども、保護所を飛び出してしまう、いなくなってしまうお子さんも非常に多くなってきていますので、その場合は保

護所の職員だけではなかなか対応しきれなくて、市川児相の方は事務棟のケースワーカー・心理職員も、当番を組んで応援に入って、とういような状況になっています。そういった保護所運営の課題というのも、今後市児相さんが開所した時にも大きいかなと思っているところです。

それから地域の虐待についてということで、日頃市の家児相さんと連携させていただいてますけれども、相談所の方もケースワーク上で言うと令和6年の4月施行の児童福祉法の改正で、さらにいろんなこととか増えてくるとか、やらなければいけないことができて、一時保護した時の司法審査の導入ということで、今は2ヶ月を超えると、不同意の場合に審査を受けてることとなってますが、これが令和6年4月からはもう一時保護の当初から司法審査を受けることになっていますので、その中で手続きについて今後家裁と詰めていくとか、弁護士さんも非常勤で来ていただいているので、相談していったりすることが必要かなと思います。後は子どもの意見聴取ということで、先ほどまあ権利擁護という話もありましたけれども、一時保護の段階ですとか、施設とか里親に行く時に必ず子どもに意見を聞きなさい。それは児相の職員ではなく、第三者の中立的な立場の人がちゃんと意見を聞きなさい、その仕組みを作りなさい。ということになっておりますので、その辺りも相談所としてどのように運用していくのかということが課題になってくるかなというように思います。

あとは、地域の在宅ケースの取り組みということですけども、やっぱり相談所については、虐待が起きてしまってからの対応ということになってしまって、起きる前にそれをどう予防するかとか、一時保護についても、どうしたら一時保護しないで済むかという風なことに力を入れていかないと、なかなか難しいかなというように思っています。相談所から見ての現実的な課題としてはショートステイがもっともっと使いやすいものであったりとか、受ける側も受けやすいような形や最終的な裏付けもそうだと思いますけれども、なっていくといいのかなと思います。今だと、ショートステイが使えないお子さんが一時保護所に来るっていうこともまあまあありますので、まあそこはちょっと区分けができていくと、まあ市の児童相談所ができた時も非常にいいのかな、と思いますので、今後の課題かなって思っています。色々申し上げましたが、私のほうからは以上になります。

【大竹会長】

はい、ありがとうございました。ご質問、色々皆さんお聞きになりたいことがあるかと思うんですけども、ご質問については議題3の最後にまとめてお願いしたいと思います。

それでは次に千葉県女性サポートセンターの中村委員よりご説明お願い致し

ます。

[3]議題(3)関係機関の取り組み状況について

②女性サポートセンター

【中村委員】

女性サポートセンターの中村と申します。船橋市さんをはじめ、関係機関の 皆様には日頃から、大変お世話になっております。この場をお借りして、お礼 申し上げます。

女性サポートセンターの概要をご説明させていただきます。当センターは DV 被害をはじめとします、様々な困難を抱える女性からの相談対応、シェルターとして一時保護を行っております。県内に20箇所ある、配偶者暴力相談支援センターの中核的施設としまして、連絡会議の開催や研修なども行っております。

資料4は直近2年間の業務の概要をまとめたものになります。当センターは 女性からの電話相談を24時間365日の体制で受けておりまして、一番目の 電話相談のところですが、昨年度は件数といたしまして9,200件、うち4分の1程度、2,320件がDVに関する相談ということでございました。

相談の主訴といたしましては、精神的 DV、暴言ですとか、過度の束縛、長時間の説教などの割合が 6 割近くとなっております。

次に、3の一時保護をご覧ください。当センターで一時保護をした方、入所者は、昨年度は78人いました。うち、DV被害者は68人となっております。

また、同伴者90名ですが、ほとんどが小学生までのお子さん、同伴児童となります。シェルターの性質上、入所者は自由な外出ですとか、外部との通信が非常に制限をされた生活になっておりますので、お子さんについても、通園ですとか通学ができない環境になります。

センターの中では、保育士ですとか学習指導員などが職員として常駐しておりまして、同伴のお子さんの保育、学習のサポートなどを行っております。

一番下の④の表をご覧ください。一時保護の後の退所先の表になります。生活保護を受給してアパートに転宅をされる方、実家に帰られたり、友人・知人のお宅へ行くという方が多いです。

また、母子世帯の場合は、母子生活支援施設などで生活を立て直して、その 方の自立を目指していく、というような支援方針になる方も多いです。

女性支援の分野で最近特に感じているのが、色々な世代の方が色々な事情で シェルターには来るのですが、特に若い女性、10代、20代の方の保護、性 的搾取ですとか、性産業に取り込まれないようにどうやって支援をしていくの か、ということが、非常に大きな課題だなと感じています。 センターでは今年度に入ってからも、すでに何人か若い女性、ヤングケアラーの方であったり、虐待のある家庭に育ったり、妊婦さんを含めて何人か女性を保護しておりますけれども、一時保護したときはいいんですけれども、その次に行ける場所が、ほんとに少ないなと実感しております。施設はあるんですけれども、どうしても生活の制限のあるところには行きたくない、抵抗を感じるという方が特に若い方に多く、最終的には SNS で知り合った彼氏のところに行きたいということも非常に多いです。

女性支援では、来年4月から新しい法律が施行されることとなっておりまして、県としても基本計画の策定を今しているところですが、若年女性のことも含みまして、関係機関の皆様と知恵を出し合いながら、適切な支援を進めていけたらいいなと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いします。

【大竹会長】

はい、ありがとうございました、続きまして、船橋警察署 小山委員よりご 説明をお願いします。

[3]議題(3)関係機関の取り組み状況について

③船橋警察署

【千葉県船橋警察署·小山委員】

船橋警察署の取り扱いですけれども、児童虐待の取り扱い、これは例年同様 心理的虐待が多くなってます。

要因は先ほど市川児相支所長からもありました通り、児童の面前での夫婦喧嘩が行われることで、心理的虐待として通告するパターンが一番多くなっています。受理のパターンですけれども、夜間土日祝日、他の行政機関が、時間外で受け付け不能のタイミングでの受理のほか、こども SOS ダイヤルなんかのお悩み相談に、SNS で相談したものが警察の方に転送されてきて受理するといったものが増えています。

この中には、事件として取り扱う、早急に一時保護が必要だと認められる場合もありますので、引き続き関係機関の方と連携していきたいなと思っております。

DV の関係なんですけれども、記載の通りでこれは増えてる、減ってるとかそういう問題じゃないんですけれども、DV として扱う場合ほとんど当事者は、お酒飲んでるんですね。いつも男性から女性っていう暴力のパターンだけでなくてその逆もしかりで結構多いですね。ほとんど一過性の夫婦喧嘩で DV=即事件っていうわけではないんですけれども、ただ夫婦関係にあった場合、被害届出しませんとかってあるんですけれども、状況によっては被害届がなくても、警

察としては相手を捕まえて、というような対応、前向きな対応をしています。 どこの警察も今そのようになっています。

あと、警察はやっぱり児童虐待やDVなんかも、まさに今行われている時に その現場に、真っ最中に行くっていうパターンが全てなんですけれども、そこ で日頃感じてることは、昨年実はこの会議で昨年の船橋東警察の小栗生活安全 課長が言っていたんですけども、一時保護ではないけれども、隔離できるよう な場所をぜひ作ってほしいと言っていたんですけれども、警察としてはまさに それを求めてます。

いい例となるかどうかですけれど、松戸に晴香園という、ショートステイの 児童養護施設があるんですけれど、リフレッシュのために数時間ショートステ イ、大丈夫ですよっていうようなシステムになっていて、非常にいいなと思っ てます。

育児ノイローゼ気味の親御さんだったり、また親子喧嘩に起因するその児童 虐待の場合なんかはショートステイすることによって温度が下がるんですね。

そうすると虐待にならない、虐待の件数を未然に防ぐことができる。ということができるので、それこそ職員さんがすぐ辞めちゃったり、児童福祉司さんがすぐ辞めちゃったり、あと採用されるんですけども長期療養に入っちゃって結局職員一人当たりの負担がすごく増える問題が県内の各児童相談所さんの大きな問題になっていることは警察も把握しているので、事前にそういった温度を下げることができれば、虐待も減っていくと思うので、今後の課題かなと思っております。以上です。

【大竹会長】

はい、ありがとうございました。続きまして、船橋東警察署 金子委員より ご説明をお願いします。

[5]議題(3)関係機関の取り組み状況について

④船橋東警察署

【金子委員】

ほとんど小山課長の方から説明した通りで、千葉県警としては対応としては、今後も変わらない対応をしていくところであります。

その中で資料記載の通り、船橋東の傾向としましては、コロナが明けて、要保護児童、DV 関係非常に件数が増えているというところです。

本年に入っては、おそらく去年と横ばいくらいで進行している状況です。その中で、心理的虐待、夫婦喧嘩が非常に多く、この関係で通告してくるパターンが非常に多いです。

しかしながら、こちらが大事ではないというわけではないですが、性被害が 非常に確認されています。重篤なものも当然ありますし、そういったところを 見逃さずに警察とも情報共有していただきたいと思います。ここから発展する 事案が多々あると思いますので、件数が多い中でそういった重要なものを見逃 さないというところも十分注意して警察の方も対応していきたいなというとこ ろです。

私も着任してそろそろ半年くらいになるのですが、船橋市内の傾向というのが、純粋な児童虐待というよりは、こどもさんの発達障害であったり、ADHDであったり、そっちに起因して母親もどうしたらいいのかわからない、母親も病んでしまっているっていうそちらの方から継続的なトラブルとか、まあ、虐待に発展してるっていう案件が多いのかなというところが私の思いです。

そういった中で、各機関さんがよくそのご家庭に入っていただいて、指導等 していけば、件数的には減少傾向に転じるのではないかな、と考えておりま す。

我々も認知したものは、情報共有等をしていきたいと考えておりますし、ご協力いただければと思います。以上です。ありがとうございました。

【大竹会長】

はい、ありがとうございました。それでは議題(3)関係者の取り組み状況 に関しまして、ご質問等をお受けしたいと思います。どうぞよろしくお願いい たします。

【宮代委員】

はい、宮代と申します。私は本職はもう50年ほど船橋市内で障害のある人、こども、成人の方の支援しております。私共の法人で今、児童発達支援センターを2箇所運営しております。毎年、4~6歳の障害あるこどもたちが入園してきます。

その中で昔よりも、複雑なご家庭が金子課長おっしゃいましたけど、親御さんが非常にメンタルで、養育放棄というような形でネグレクトになっているとか、問題が重層化したご家庭が結構増えているような気がします。児相さん、私としては本当に市内にできることは念願なんですけれども、虐待案件で非常に忙しくなると思うんですけれども、やっぱり障害のある子どもから見ても児童相談所というのは本当に支えになるような大事な機関ですので、本当によろしくお願いしたいと思います。

複雑ないろいろな重層化した問題を抱えているご家庭が増えているということは実感しておりますので、宜しくお願い致します。

【大竹会長】

はい。ほかにご質問ありましたらお受けしたいと思います。

【大塚委員】

先ほどからショートステイの話が出ていて、医師会主催の勉強会なんかでもこども家庭庁の胡内さんという方にお話しいただき、今回もショートステイが足りないという話をされていて、また実際聞かれるのが、1人のお母さんが1年に午前中だけ、さらに数か月待ちということで、ほぼ機能していないなという状況で、実際どうやって増やしていけるのかなと。行政主導でやれたりとかできますか。

【山本委員】

船橋のショートステイをお受けしております青い鳥ホームです。市との契約の中で行っておりまして、1日6名という定員がございます。かなりリピーターもいらっしゃいます。

その中には、やはり、私たちが見ても虐待案件ではないかなというのもありまして、児相さんと共有したりとか、地域子育て支援課さんに報告をして、地域子育て支援課さんから上げていただいたりとか、家児相さんの方ともつながってやっておりますけれども、1日6名、特にこの頃はやはり障害のグレーのお子さんがとても多くなったような気がします。

6名のお子さんをお預かりするということは、グレーゾーンのお子さんが1 名より多いと6名は預かれないんですね。そこのところがいま私たちとして は、課題かなという風に感じています。障害の手帳があるわけではなくて、判 断されているわけではないんですけれども、やはり私たちから見たら、この 子、明らかに障害を持っているようなお子さんが増えているのも事実です。

また、児相さんが出来る中でショートステイについても少しずつ幅を広げていかないといけないかなと思っております。以上です。

【大塚委員】

ありがとうございました。予約状況というのは、すぐ入れるものなんですか。

【山本委員】

原則10日前というようなことがあります。人を配置したり、準備をしたりということもありますし、お子さんが4人いて、もう3人入ったら7人になっ

てしまいますので、そこの調整というのがありますので、一応原則10日前ということです。

緊急はうちはやらないというのが最初の市との契約の中でありますので、緊 急は受けておりません。

【大塚委員】

ありがとうございます。緊急のところも増えるといいなと思います。

【豊田委員】

杉の子保育園の園長の豊田と申します。昨年お預かりしていた子供の中でやはり、児相さんですとか、家庭児童相談室の方でお世話になっていたお子さんがおりましたけれども、今現在保育園にはやっぱりそのグレーのお子さんが多々いらっしゃいます。

それに伴ってお母さん達は本当に今そのこういうところに相談を行くか行かないかってギリギリのラインの方がとても多いです。

実際に私の保育園で預かってたお子さんは19時までの保育時間ですけども、お母さんはもうどうしても見れないよ、助けて欲しいということで、20時過ぎ21時まで保育士を残しておくわけにはいきませんから、今保育士不足の中そういった状況にもありますので、21時近くまで私が残って、その子どもを1対1でお預かりしていたというようなこともございます。どうしてもこういうところに来ると保育園だけがスポンと抜けたような形に私にはどうしても聞こえてしまうんですけども、保育の現場は本当にギリギリの子がたくさんいて、お母さん達もギリギリの状態の人達がたくさんいるということだけは、現場にいる保育士の代わりに私が今日ここに出てきたため、是非皆さん達にご理解いただきたいと助けていただきたいと思って、そういう気持ちでここに出てまいりました。よろしくお願いします。

【大竹会長】

ありがとうございました。事務局の方で何かお話できることありますか。今 そのショートステイとかの開拓とかの考え方とかですね。ありましたらお願い します。

【大屋課長】

ご指摘いただきました一時保護の手前に、そういった緩衝となる福祉サービスとして、短期入所、一時預かりの重要性というのは重々私もこの部署にきて感じているところです。

特に今、お世話になってる青い鳥さんの方には、緊急で対応できる仕組みが出来ていない、それはもちろん契約の中でそこを補完する、うちの方の状況も考慮しなくてはいけませんが、結局児相を開設すると、宮代委員が言われたように、児相は色々な相談を受ける場所なんですけれども、児相に来る前段階でしっかりと対応して、繋げる場所がないと児相も孤立してパンクしてしまう、という悪循環になると思いますので、いただいたお話しをショートステイを所管する部署であるとか、日々大変な思いをして、各所属でも面倒を見ていただいているというのは、家庭児童相談室のケースワーカーや所長からよく聞いておりますので、各所属とうちの方で、お手伝いできること、支援できること、あと福祉のサービスで利用できるものがないのか、母子保健のものでないのか、とかというような連携がしっかりととれる体制づくりについて局内で検討したいというように思っております。

身につまされるご意見ありがとうございます。

【大竹会長】

全てがその児相に集中してしまうとやっぱりそこは児相の職員の負担が過度となってまいりますので、やはりそういうショートステイなどの受け皿づくりというところは、1つの大きな課題であるとともに、最初に冒頭でご挨拶しましたこども家庭センターの方で、例えば前さばきをするとか、本当に緊急案件とか深刻なところは児相が入ってくるとか、そういう体制づくりもしていきたいなと思ってますので、合わせてそこはこども家庭部、それから健康部も入ってくるかと思いますけど、母子保健の関係があるので、そこは体制の方の準備をよろしくお願いしたいと思います。

はい、他にご質問等ありましたらよろしくお願いします。

よろしいですか。はいそれでは議題(4)令和4年度実績及び令和5年度の 取り組みにつきまして、まず家庭児童相談室より説明をお願いします。

[3]議題(4)の令和4年度実績及び令和5年度の取り組み

①家庭児童相談室

【河南所長】

家庭児童相談室の河南と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、資料7-1の「家庭児童相談室における相談実績(令和4年度)」と資料7-2の「家庭児童相談室の取組」について説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに令和4年度に家庭児童相談室によせられた相談件数について説明させていただきます。

資料7-1をご覧ください。

(1) の「相談件数 総数」ですが、令和4年度は前年度より64件多い 1,617件でした。

平成18年度より統計を取り始めて以来右肩上がりに増加しており、令和2年度に一度減少に転じましたが、令和4年度は過去最多となりました。総数のうち虐待相談件数は745件で、相談総数の46.1%でした。

次に2ページ(2)の①をご覧ください。虐待相談の「種別」の内訳です。 年齢別でみると、0歳から6歳までの未就学児童の件数が360件、48. 3%と約半数を占めております。

また、小学生は264件、35.4%でした。右側真ん中の円グラフにつきましては 虐待相談の種類別内訳となっております。心理的虐待が46.6%と約半数を占め最も多く、次いで身体的虐待が29.8%でした。

②の「主な虐待者」の内訳では、実母が473件、63.5%で最も多く、 次いで実父が247件、33.1%でした。

3ページをご覧ください。

③の「経路別受付件数」の内訳ですが、福祉事務所からが192件と最も多く、次いで学校・教育委員会からが144件、家族・親戚からが123件、近隣・知人からが76件でした。

家庭児童相談室における令和4年度の相談実績についての説明は以上となります。

次に、資料7-2「家庭児童相談室の取り組み」について、説明させていただきます。1ページをご覧ください。

1. 家庭児童相談室の体制についてですが、令和8年4月の船橋市児童相談 所の開設に向け、職員体制の構築と育成に努めているところであり、今年度は 職員55名体制で対応しております。

児童虐待をはじめ育児不安や特定妊婦、養育上の問題などを含む通告件数も増加していることから、児童相談所で所長などの勤務経験者3名を家庭児童相談スーパーバイザーとして継続して配置し、指導・助言等により職員の専門性の習得・向上に努めております。

続きまして 2. 要対協の取り組み及び活動実績です。

船橋市では、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦の適切な支援に加え、子どもの虐待と関連の深い DV 対策も含め、平成19年4月に、「船橋市要保護児童及び DV 対策地域協議会」を設置し、家庭児童相談室は本協議会の調整機関となっております。

本協議会は、行政だけでなく様々な関係機関、関係者の方々と連携し、適切な支援を図ることができるよう、本日お集まりいただいております代表者会

議、実務者会議、個別ケース検討会議、居住実態不明児童等対応検討会議を設け、その目的によって会議を開催しております。各会議、および活動実績などについては、資料をご参照ください。

続きまして 3ページをご覧ください。 3. 関係機関との連携です。

保育園・幼稚園・小中学校、特別支援学校などに電話連絡だけでなく直接伺ったり、主任児童委員の代表者会議への参加をするなど連携強化を図っております。

また、母子保健との連携につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止と緊急事態宣言等のため、昨年度は積極的な連携はできませんでしたが、書面で情報交換をするなど工夫し連携を図りました。

引き続き関係機関との連携強化に取り組んでまいります。

4ページをご覧ください。 4. 児童虐待予防の取り組みについてです。

- (1)の養育支援訪問事業 についてですが、子育てに不安を感じている家庭や、養育者の病気等で特に支援が必要と判断した家庭に対し、助産師やヘルパーを定期的に派遣することで、虐待の防止を図る事業です。令和4年度は60家庭に対し延べ904回 養育支援訪問員を派遣しております。
- (2) の 暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を学ぶグループワーク 子育てのヒントを学ぼうは親支援のためのグループ指導で、子どもとの関係改 善につなげ、虐待の防止を図るものです。
- 1コース3回として開催しておりますが、広く市民への周知の機会を増やす ために、受講しやすい1回だけのダイジェスト版も開催しております。
 - (3) まちづくり出前講座及び研修等についてです。

まちづくり出前講座は、市民の学習に役立ててもらうために市の事業や施策などについて説明する社会教育課の事業で、家庭児童相談室でも児童虐待の理解と予防に重点を置き、平成24年度より市民からの要望に応じ、随時開催しております。令和4年度は5件の申請を受け、87名の受講がありました。

それとは別に2件の研修依頼があり、150名の受講がありました。

- 5ページをご覧ください。 5. 啓発活動についてです。
- (1)児童を対象とした相談啓発活動といたしまして、子どもたち自身が相談することができるように、市内の小学校4年生から中学校3年生までの子どもたちが夏休みに入る前に、児童相談啓発カードを配布しております。同時に、児童相談啓発ポスターも作成し、児童の利用の多い公共機関に配布し、掲示をお願いしております。
 - 6ページをご覧ください。
- (2) 児童虐待防止啓発活動といたしまして、児童虐待防止推進月間である 11月に、町会や自治会、学校、市内公共機関などにポスターの掲示を依頼し

ました。

また、タクシー協会様のご協力をいただき、市内のタクシー約400台の車両に児童虐待防止マグネットの装着をお願いし、啓発を行いました。

そのほか、市役所本庁舎美術コーナー及び保健福祉センターのロビーで、児 童虐待防止啓発に関するポスターの掲示を行いました。

また、11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、市職員に対し、児童虐待未然防止等の基本研修としてe-ラーニングを実施しました。とても分かりやすかったと評判が良かったため、市職員への啓発及び知識のさらなる向上につながるよう、引き続き取り組みを実施してまいります。

以上、資料に沿って、簡単ではございますが、家庭児童相談室の取組等について説明させていただきました。

【大竹会長】

次にこども家庭支援課女性相談室から説明お願いします。

[4]議題(4)の令和4年度実績及び令和5年度の取り組み

②女性相談室

【こども家庭支援課女性相談室・豊田課長】

女性相談室を所管いたします、こども家庭支援課の豊田と申します。よろし くお願いいたします。

私からは、資料8「女性相談室の状況について」ご説明させていただきます。

1. 女性相談室についてですが、婦人相談員を配置しまして、女性の幅広い相談に応じるとともに、DV被害者等の相談を受け、自立に向けた支援を行っています。平たく言うと、女性の相談員が傷ついた女性の心に寄り添い、ともに考え、相談者自身が意思をもって、一歩を踏み出す あゆみはじめるのを支えていきます。

また、複雑・多様化する相談内容の状況に応じて、市の福祉部門や教育委員会、その他関係機関の方々と連携した対応を図ることにより、DV被害の裏に隠れた問題として生じている児童虐待への早期発見・早期介入を図るなど、相談者の状況に応じた支援に努めているところでございます。

職員体制につきましては、相談員として常勤職員を2名、会計年度任用職員の婦人相談員を6名と合わせ、現在8名体制で相談業務にあたっております。

また、福祉制度や住民登録制度に精通した再任用職員1名を配置し、DV被害者を必要に応じ、適切な福祉サービスへつなげていくことができるよう、相談者と申請窓口まで同行して手続きを行うなど、自立に向けた支援を行ってい

るところです。

次に、取り組み内容としましては、電話又は面接による相談のほか、必要に 応じて相談者が各種手続きを行うことができるよう同行支援、また緊急を要す る際には、安全を確保するための避難の支援等を実施しております。

女性相談室は、配偶者暴力相談支援センター機能を整備しており、これまでも、DV 被害者からの相談、緊急時における安全の確保、自立支援に関する援助等を行ってきたところでございますが、この配偶者暴力相談支援センター機能の整備により、配偶者暴力相談支援センターにおいて相談を行ったことの証明書(DV 相談証明書)の発行や、DV 被害者が地方裁判所に保護命令の申立を行う際の援助等の機能を備え、D V 被害者支援の拡充を図ったところでございます。加えて、千葉県弁護士会の推薦があった弁護士に法律アドバイザーを依頼し、必要に応じ、相談員が法的視点からの助言を受けられるよう体制を整えております。

その他、婦人相談員については、幅広い知識と能力が求められることから資質向上を図るために、婦人相談員を各種研修会等に参加させることにより、専門性の向上に努めているところです。

次に2.相談件数でございます。

配偶者や恋人など、親密な関係にある相手からの暴力であるドメスティック・バイオレンス (DV) は大きな社会問題となっているところですが、本市における、女性相談室での相談件数は令和3年度の2,597件、令和4年度は2,374件ございました。

その内、暴力に関する相談は633件で、相談種別の中で最も多く、相談の内、約3割が暴力に関する相談となっております。

なお、この表の「暴力相談件数」とは、配偶者からの暴力だけでなく、交際相手や親族からの暴力に関する相談も含まれており、配偶者に限定した暴力の相談件数としては、下の表<相談内容別内訳>に記載する「暴力のうち DV のみ」欄に示した件数、令和4年度は607件が配偶者からの暴力による相談です。

また、相談内容のうち、1番多いのは「家族関係」となっており、内容としては、姑や兄弟または子どもとの関係が悪く、生じているトラブルなどを受けているところです。

そして、新型コロナウイルスの影響ですが、感染拡大に伴い外出自粛が求められ、家庭で過ごす時間が長くなったことから収入減や失業への不安・ストレス等により、配偶者などからの暴力の増加や深刻化が国連機関や政府からも懸念されておりました。船橋市も相談件数は、ここ数年2,000件を超えたまま推移しており、子どもを巻き込んだ被害の相談も多く寄せられております。

今後もDV被害者とその同伴する家族にとっての安全を第一に考え、秘密が 守られる状況で援助を行い、継続的な相談、関係機関との連絡調整、そして被 害者と共に問題解決ができるような相談体制で支援しています。

最後に3.一時保護件数です。

DV被害者等からの相談を受ける中で、一時保護が必要なケースについては、一時保護施設、千葉県女性サポートセンターになりますが、こちらへの入所により身の安全を確保する場合がございます。

その件数ですが、令和4年度は4件、そのすべてのケースが子ども同伴で入 所となりました。なお子どもの年齢は小学生が1名いましたが、ほとんどが乳 幼児でした。

女性相談室は、警察や女性サポートセンター、市の福祉部門等の関係機関との連携を図る中で、適切な支援に努めているところでございまして、令和5年度につきましても引き続き、女性の幅広い相談に応じるとともに、DV被害者等の自立に向けた支援に努めてまいりたいと考えております。実績及び取組については以上でございますが、関連して法令等に関する説明をさせていただければと思います。

1つめ、『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律』(DV 法)の改正があり、保護命令制度の拡充と違反の厳罰化がはかられました。

次に、女性サポートセンター様からも先ほどお話しがありましたが、『困難な問題を抱える女性への支援に関する法律』が令和6年4月1日に施行されます。

女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力、性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しています。コロナ禍により、こうした課題が顕在化し「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題です。そこで、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築されました。

その中には、最適な支援にむけて多くの機関との連携共同が必要とのことで、支援調整会議の実施が求められていますが、本市では平成19年4月に要保護児童の保護や特に支援が必要と思われる児童や妊婦への支援の他、DV被害者への保護などが適切に行われることも含め、関係機関の相互連携と協力を図ることを目的として「船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会」を設置してございます。これまで通り、本協議会において、困難な問題を抱えた女性への支援等についてもご協力をお願いしたいと思います。

併せてではございますが、こども家庭支援課では本年度よりヤングケアラー

にかかる事業を実施してございます。要保護児童等の延長にあたるかもしれないこどもに対する支援となります。こちらの方もよろしくお願いします。こども家庭支援課からは以上になります。

【大竹会長】

はい、ありがとうございました。それでは家庭児童相談室と女性相談室の取り組みについて質疑をお受けしたいと思います。ご質問がある方よろしくお願いします。

【大塚委員】

ありがとうございました。今でも DV は加害者から逃げる選択肢しかないのかなと思ったりして、最近は加害者の方のプログラムとかが、まあまあ出来てきて、確立まではされていないですが、平行して加害者の対応というのも、取り組んでいかないといけないのかな、思いますが、その辺りの場所はありますか。

【神越副主幹】

女性相談室の神越からお答えします。

女性相談室では、対象者を女性の方に限定させていただいてますので、相談室自体で加害者対策を行うようなことは考えていないのですが、相談の中で逃げるのが最優先の方もたくさんいらっしゃいますが、一緒に生活していくことを望む方もいらっしゃいますし、お子さんにとっての父親を自分の意志だけで子どもから奪っていいのか、ということをお悩みになるお母さん方がたくさんいらっしゃいますので、色々な適切な方法の中で、加害者が受けるプログラムがあるということもご案内をすることはできます。

私どもの方でも加害者プログラムは実際には実施していないですが、実施している民間団体さんの資料とかもありますので、ご本人様のご希望に答える形で、ご提案することは今も出来ていますので、今後はそのことも他の関係機関と相談していくことも必要かなと思っております。貴重なご意見ありがとうございます。

【大塚委員】

ありがとうございます。引き続きよろしくお願いします。

【大竹会長】

その他いかがでしょうか。

【田中委員】

幼稚園連合会の田中でございます。

すいません。単純な質問で申し訳ないのですが、女性相談室に配偶者暴力相談支援センター機能が整備されているということですが、今のお話しだと女性相談室は女性に特化しているということですが、男性はどこに行けばいいんでしょうか。

【神越副主幹】

お答えさせていただきます。やはり同様のご相談ですとかお問い合わせいただいたことがございます。

男性の方の相談先としては、いくつかございますが、配偶者暴力相談支援センターは、先ほどの女性サポートセンターの他にも県の健康福祉センターに作られているところをご案内することもございます。

また、千葉県直轄の男女共同参画センターの方も配偶者暴力相談支援センターになっておりまして、そちらでも男性の相談が受けられると聞いておりますので、そちらをご案内したり、男性自身のご相談であれば、船橋市の市民協働課の男女共同参画センターで行っている男性のための相談というのもありますので、内容に応じてそちらをご案内することもございます。

【田中委員】

ありがとうございます。船橋市はいろんなことに取り組まれていて、いろんな会議に出てすごいなと思っているところなんですが、一つことが起きた時にどこに行けばいいんだろうっていうのは、どうも分かりにくくて、こういう時はここに行ってくださいとか、インフォメーションっていうか、そのような冊子が別の会議に出た時にそこでお願いしたことがあって、そこでは、こういうケースはこうというような1つ冊子をネットで作ってくださったんです。

なので、こういう時はこうっていうよな、ケースによってここに相談したらどうですかというような、わかりやすく市民に伝わるような形ができるといいのかなと思っております。

すいません。今、「男性はどうするんですか。」って聞いてしまいましたけども、分かりやすく、なんかここにっていうアナウンスはできないでしょうか。

【大竹会長】

こども家庭支援課お願いします。

【豊田課長】

こども家庭支援課の方で、今年度よりヤングケアラーの対策を進める中で、 そういった相談先がどこになるのか調べた経緯があります。

私共行政の方も分かりづらかったという経緯がありました。そういうことを まとめようとしているところです。

今現在は出来上がっていませんが、関係課と調整しながら、わかりやすいものをできるようにしていきたいと考えております。

【田中委員】

ありがとうございました。

【大竹会長】

はい、他に意見がある方、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは公開となります議題については、以上となりますので、傍聴者の方にはここで退席をお願いいたします。